

主な改正点は、次のとおりです。

第1 法人税基本通達関係

役員給与の損金不算入（改正）

平成28年度税制改正において、役員給与の損金不算入制度について、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（事前確定届出給与）のその定めの内容に関する税務署長への届出が不要となる給与の対象に将来の役務提供に係る一定の特定譲渡制限付株式等による給与が加えられるとともに、利益連動給与の算定の基礎となる利益に関する指標の範囲に、利益の額に有価証券報告書に記載されるべき事項による調整を加えた指標等が含まれることとされました。

○ 過去の役務提供に係るもの（基通9-2-15の2 新設）

事前確定届出給与の届出省略の対象となる特定譲渡制限付株式による給与については、将来の役務提供の対価としてその役員に生ずる債権と引換えに交付されるものによる給与に限られていることから、過去の役務提供に係る債権と引換えに交付される譲渡制限付株式による給与は事前確定届出給与に該当せず損金不算入であることを明らかにしています。

○ 利益の状況を示す指標の意義（基通9-2-17の2 新設）

利益連動給与の算定の基礎となる利益の状況を示す指標は、利益に関するものに限ることとされており、売上、株価、配当、キャッシュ・フロー等は、利益の状況を示す指標には該当しないことを明らかにしています。

○ 利益の状況を示す指標に含まれるもの（基通9-2-17の3 新設）

利益の状況を示す指標は、利益の額に有価証券報告書に記載されるべき事項による調整を加えた指標のほか、これに準ずる指標が含まれることとされており、この準ずる指標に有価証券報告書の任意的記載事項に基づく指標や利益の額に費用又は収益の額を加減算して得た指標が含まれることを明らかにしています。

第2 租税特別措置法通達関係

1 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供（新設）

平成28年度税制改正において、連結総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループに対して、国ごとの収入金額、利益及び納付税額等を記載する「国別報告事項」の提供が義務付けられました。

○ 総収入金額の範囲（措通66の4の4-1 新設）

国別報告事項の提供義務は、多国籍企業グループの総収入金額が1,000億円以上の場合に生じ、この総収入金額の定義は、「連結財務諸表におけ

る売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額」とされており、総収入金額の範囲には売上高のほか、受取利息及び有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益、為替差益、引当金戻入益、持分法による投資利益、固定資産売却益、負ののれん発生益などの科目により、連結財務諸表に計上した全ての収益の額が含まれることを明らかにしています。

○ **総収入金額の円換算（措通66の4の4-2 新設）**

外国の多国籍企業グループの総収入金額は外国通貨で表示されることから、1,000億円以上の判定における円換算は、直前の最終親会計年度終了の日の電信売買相場の仲値によることを明らかにしています。

2 **中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（改正）**

平成28年度税制改正において、対象法人が中小企業者等のうち事務負担に配慮する必要がある法人（常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人）に限定されました。

○ **事務負担に配慮する必要があるものであるかどうかの判定の時期（措通67の5-1 改正）**

従業員数基準の判定は、その法人が少額減価償却資産の取得等をした日及び事業供用した日の現況により行うことが原則ですが、資本金基準とは異なり、従業員数の変動は日常的に起こり得ることやその把握には事務負担を要することから、法人が期末時の現況により判定することとしている場合には、その事業年度を通じて従業員数基準を満たしているものとみなして取り扱うことを認める旨を明らかにしています。